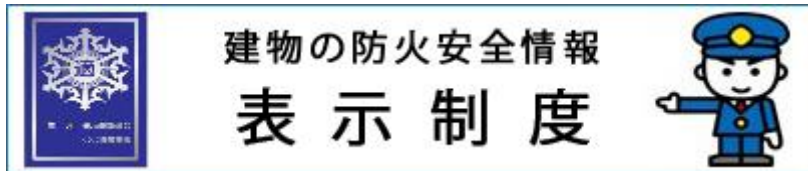


ホテル・旅館等に係る表示制度が始まります。

ホテル・旅館等の新たな表示制度が始まります(新たな適マーク制度)



概要

平成 24 年 5 月に発生した広島県福山市のホテル火災を受け、ホテル・旅館等の防火安全対策の徹底を目的として、平成 26 年度から全国一斉に「防火対象物に係る表示制度(新たな適マーク制度)」が始まります。

この制度は、ホテル・旅館等からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令や建築基準法令に基づく防火基準に適合している場合に、消防機関から交付された表示マークを建物及びホームページ等で掲出できるものです。

この表示制度により、ホテル・旅館等の利用者に対して防火安全に関する情報提供を行うとともに、ホテル・旅館等の防火安全体制の確立を図ります。

リーフレットの[ダウンロード](#)はこちら。

表示対象となる建物

逗子市内のホテル・旅館等(複合用途の建物内にホテル・旅館等の用途が存する場合を含む。)で次の2つの要件に該当するもの。

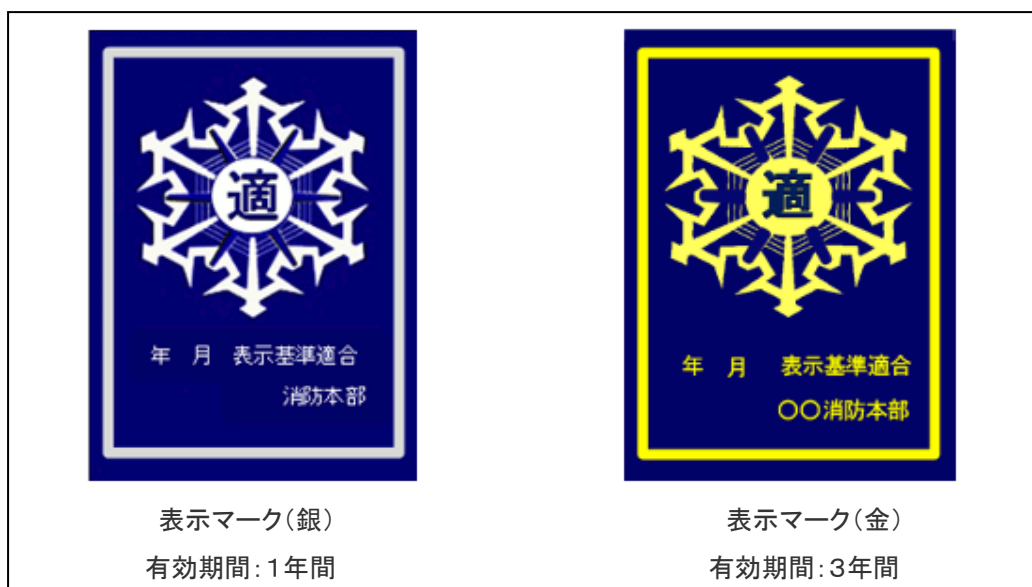
- 1 防火管理者の選任義務(収容人員が 30 人以上)のあるもの
- 2 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

表示マークの交付申請

申請手続きについては、逗子市ホームページ「逗子市防火対象物に係る表示制度に関する事務処理要綱」に基づき、申請してください。

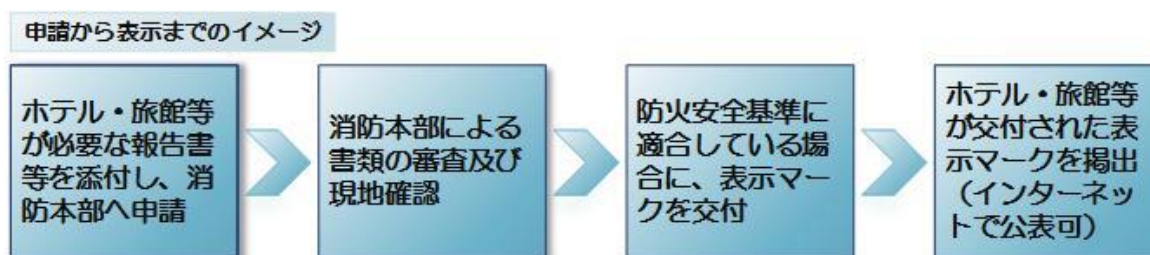
表示基準に適合していると認める場合には、表示基準に適合している旨を通知するとともに「表示マーク(銀)」を交付します。また、「表示マーク(銀)」が3年間継続して交付され、かつ表示基準に適合していると認められる場合には、表示基準に適合している旨を通知するとともに「表示マーク(金)」を交付します。

運用開始は平成 26 年度からとなります。



表示マークの掲出

表示マークについては、平成 26 年 10 月 1 日から掲出及び使用を開始します。(翌年以降の申請についても掲出及び使用については 10 月 1 日とします。)また、当該ホテル・旅館等のホームページ上に表示マークを使用する場合は、総務省消防庁ホームページ上の「防火対象物に係る表示制度の説明用ページからダウンロードできます。(消防本部から通知されるパスワードが必要。)



問合せ先 逗子市消防本部消防予防課予防係
電話: 046-871-4326(消防予防課)